

『四訂 介護支援専門員実務研修テキスト』 追補資料

- * 1 : 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年3月10日厚生労働省令第20号）により、市町村等の事務負担を軽減することを目的に、要介護認定にかかる有効期間の上限の一部が変更となりました。具体的な変更内容は、下表の通りです。
本書95頁「表1-3-2」は、下表・最右列の内容に変更となり、当該箇所につきましても必要に応じて、読み替えていただきますよう、お願い申し上げます。

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲 (改正前)	設定可能な認定有効期間の範囲 (改正後)
新規申請		6か月	3～6か月	3～6か月
区分変更申請		6か月	3～6か月	3～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3～12か月	3～12か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3～6か月	3～12か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3～6か月	3～12か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3～24か月	3～24か月

※平成23年3月10日に事務連絡「介護認定審査会委員テキスト2009改訂版の修正について」が示されています。

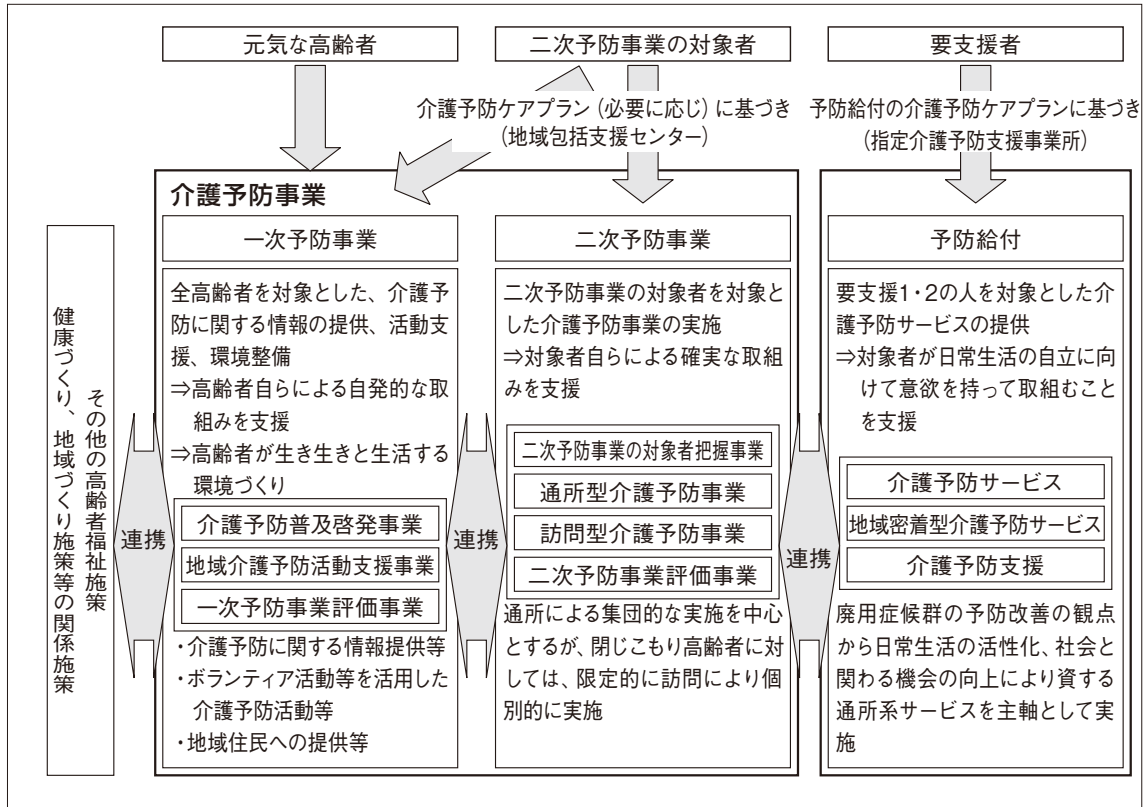
詳細は、厚生労働省ホームページ URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/text2009_3.pdf をご参照ください。

- * 2 : 「地域支援事業の実施について」（厚生労働省老健局長通知 平成22年8月6日老発0806第1号）により、地域支援事業実施要綱の一部が改正され、事業の見直しが図られました。具体的には、介護予防一般高齢者施策が「一次予防事業」に、介護予防特定高齢者施策が「二次予防事業」に、それぞれ名称が変更されました。併せて、「特定高齢者」の名称が「二次予防事業の対象者」とされ、各市町村で親しみやすい通称の使用を推奨することとされました。また、介護予防ケアプランについては、必要と認められる場合を除き、作成しなくてもよいとされました。
本書の記述につきましては、下記の箇所を読み替えていただきますよう、お願い申し上げます。

本書の記述	改正後(現行)の名称等
介護予防特定高齢者施策	二次予防事業
介護予防一般高齢者施策	一次予防事業
特定高齢者把握事業	二次予防事業の対象者把握事業
介護予防特定高齢者施策評価事業	二次予防事業評価事業
介護予防一般高齢者施策評価事業	一次予防事業評価事業
特定高齢者	二次予防事業の対象者

また、上記の通知により「別添2 特定高齢者の決定方法等」が削除されたため、本書395～398頁の本文につきましては、削除となります。(396頁「表5-5-2 基本チェックリスト」はそのままです)
なお、差し替えとなる主な図表につきましては、別紙①～③に別掲しておりますのでご参照ください。
(本書に収載されている事例など、上記内容の適用以前の事柄につきましては、修正していません。ご了承ください。)

393頁・図5-2-1 介護予防に関する事業・サービス



395頁・図5-2-2 介護予防にかかる二次予防事業の流れ

